回　覧

〇〇区民の皆様

〇〇区自治会

可燃ごみ集積所の利用について

日頃より、ごみ集積所の管理にご協力いただき、ありがとうございます。

ごみ集積所は自治会で管理しておりますが、**集積所に残るごみ袋が多くなっています。**違反ごみが多くなると、地域役員の負担が重くなります。利用に当たっては、次の事項を必ず守っていただきますようお願いします。

**旧燃やせるごみ袋について**

・旧燃やせるごみ袋を使って手数料納付済シールを貼って出す経過措置は、**令和4年9月30日をもって終了**しました。

・いまだに、旧燃やせるごみ袋に手数料納付済シールを貼って出される方がいます（集積所にごみ袋が残っています）。

**・集積所にごみ袋が残っています。一旦、持ち帰って、新しい指定ごみ袋で出し直してください。**

・家庭に旧燃やせるごみ袋が残っている場合は、プラスチック類の袋として使用してください。

**決められた収集日・収集時間に出してください**

・集積所は、収集日当日の朝、午前８時までに出してください。

・**収集日前日、未明や明け方には出さないでください。**不法投棄の原因になります。

**ごみは、正しく分別して出してください**